

令和 7 年定例会環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- (1) 議案第135号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する
条例の一部を改正する条例案」 1 別添 1

(所管事項説明)

- (1) 「『令和 7 年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に
係る意見」への回答について (関係分) 11
- (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 12 別冊 1
- ・ 三重県地方卸売市場
 - ・ 三重びよクエの森 (三重県民の森)
 - ・ 伊賀上野びよクエの森 (三重県上野森林公園)
- (3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園に係る指定管理者の選定
状況について 16 別添 2
- (4) 「第 5 次三重県食育推進計画」の策定について 17 別添 3
- (5) 「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づく施策の実施状況
(令和 6 年度版)について 20
- (6) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に
基づく施策の実施状況 (令和 6 年度版)について 22 別冊 2
- (7) 「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画
(仮称)」(最終案)について 24 別冊 3
別添 4
- (8) 「三重県農業農村整備計画」(中間案)について 28 別冊 4
別添 5
- (9) 「三重県ツキノワグマ管理計画」(中間案)について 30 別冊 5
別添 6
- (10) 「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況 (令和
6 年度版)について 32 別添 7
- (11) 「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況 (令和 6 年度版)
について 34
- (12) みえ森と緑の県民税基金事業の実施状況 (令和 6 年度版)
について 36 別冊 6
- (13) 「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策
の実施状況 (令和 6 年度版)について 38
- (14) 各種審議会等の審議状況の報告について 40

- 【別冊 1】 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 【別冊 2】 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
令和 6 年度実施状況報告（案）
- 【別冊 3】 三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する
基本計画（仮称）（最終案）
- 【別冊 4】 三重県農業農村整備計画（中間案）
- 【別冊 5】 三重県ツキノワグマ管理計画（中間案）
- 【別冊 6】 みえ森と緑の県民税令和 6 年度事業成果報告書

【議案補充説明】

(1) 議案 135 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する 条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

農業及び農村を取り巻く環境の変化をふまえ、農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで、食料自給率の向上につなげていくため、農業の振興に関する規定等を整備するものです。

2 主な改正内容

主な改正内容は、以下の４点で、改正条例案の概要は別添１のとおりです。

(1) 題名

・「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」に改めます。

(2) 基本理念（第３条）

・農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことを規定します。

(3) 基本計画（第９条）

・基本理念にのっとり、基本計画において基本的な方針及び食料自給率その他の主要な目標等を定めることを規定します。

(4) 基本的施策等（第１０条～第２５条）

- ・農業生産の振興を図るため、生産の拡大の促進その他必要な施策を講ずることを規定します。
- ・農産物の販路拡大及び合理的な価格形成の促進について規定します。
- ・多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう必要な施策を講ずることを規定します。
- ・ブランド化の推進等付加価値の向上及び創出を図る取組の促進について規定します。
- ・食育及び地産地消に関する気運を醸成し、県民運動として展開できるよう「みえ地物一番の日」を別に定め、広報、啓発その他必要な施策を講ずることを規定します。

3 施行期日

公布の日から施行

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年九月二十五日

三重県知事 一見勝之

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
三 <u>重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例</u>	三 <u>重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例</u>
目次	目次
前文	前文
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 基本的施策	第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
第一節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進（第十条―第十五条）	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保（第十条―第十四条）
第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十六条―第十八条）	第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立（第十五条―第十七条）
第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十九条―第二十一条）	第三節 地域の特性を生かした農村の振興（第十八条―第二十条）
第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十二条―第二十四条）	第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出（第二十一条―第二十三条）
第四章 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援（第二十五条）	第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援（第二十四条）
附則	附則
三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土	三重県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有している。三重県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土

の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を發揮してきた。また、「食」に関する意識が高まる一方、世界的な人口増加、気候変動の影響による平均気温の上昇や豪雨の頻発化、さらには国際情勢の不安定化等に伴う輸入農産物及び農業資材の価格高騰及び入手困難な状況等により、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。	の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を發揮してきた。また、「食」に関する意識の高まりとともに、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなってきている。
しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を變貌させるおそれがある。また、農産物の価格の形成において、需給事情及び品質評価が適切に反映されていないことは、農業者等の生産意欲の減退を招いており、農産物の供給が不安定になることが懸念されている。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業の振興及び農村の活性化を一層図っていくことが差し迫った課題となっている。	しかしながら、農村における高齢化、過疎化等に伴い増加しつつある遊休農地は、豊かな田園景観を脅かし、三重県の農村を變貌させるおそれがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念される。こうした見過ごすことができない状況に対処するため、三重県の農業及び農村の一層の活性化を図ることが差し迫った課題となっている。
県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給する等県民の食を担っていることが重要である。そのためには、農産物の生産拡大の促進等農業の振興を図るとともに、農業及び農村の有する多面的機能を適切かつ十分に發揮し、県民の多様化する期待に応える新たな価値を創出するための商品の開発、国内外の販路の拡大、地産地消の推進等農産物の自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要がある。	県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給し、多面的機能を適切かつ十分に發揮するとともに、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、需要の開拓等に取り組んでいく必要がある。
このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等により農業の振興及び農村の活性化を推進し、県民の多様化する期待に応える活力ある農業及び農村	このような考え方に立って、多様な主体が協働して、農業及び農村の様々な資源を地域の特性を生かして活用すること等によりその活性化を推進し、県民の多様化する期待にこたえる活力ある農業及び農村を構築するた

を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進され、及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業の振興及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること並びに農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことが重要であることに鑑み、その実現を図るために、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎である

め、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 (略)

五 安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進される農業生産活動をいう。

(基本理念)

第三条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

一 農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎である

ことに鑑み、県民をはじめとする消費者の期待に応えるため、安全・安心な生産が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることに鑑み、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。	ことにかんがみ、需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。 二 農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること。 三 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること。
四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待に応える価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることに鑑み、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。	四 農業及び農村の新たな価値の創出については、県民の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出し、及び提供していくことが重要であることにかんがみ、県民と農業者等の相互理解の促進を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、その促進が図られること。
(県の責務) 第四条 県は、基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。	(県の責務) 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
2・3 (略)	2・3 (略)
(農業者等の役割) 第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の振興及び食料自給率の向上に寄与するよう努めるも	(農業者等の役割) 第五条 農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努めるものとする。

のとする。 2・3 (略) (推進体制の整備)	2・3 (略) (推進体制の整備)
第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。 (財政上の措置)	第七条 県は、農業者等の主体的な取組の助長並びに市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者との円滑な連携及び協働を図り、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。 (財政上の措置)
第八条 県は、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	第八条 県は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第九条 知事は、基本理念にのっとり、食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。	第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。	2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本的な方針及び食料自給率その他の主要な目標	一 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的な方針及び主要な目標
二 食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本的施策	二 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
三 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項	三 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援に関する措置その他必要な事項
3～7 (略) 第三章 基本的施策	3～7 (略) 第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策
第一節 農業生産の振興及び安全・安心な農産物の安定的な供給の促進	第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保
(水田農業の振興) 第十条 県は、水田農業の振興を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、生産性の向	(水田の最適な利用) 第十条 県は、水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促

上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
(園芸農業の振興)	
第十一条 県は、園芸農業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
(畜産業の振興)	
第十二条 県は、畜産業の振興を図るため、生産の拡大の促進、安定的な供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
(販路の拡大及び合理的な価格形成の促進)	
第十三条 県は、農産物の販路の拡大を図るため、農産物の魅力の発信、地方卸売市場の活性化、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとする消費者の需要の拡大、食品産業事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
2 県は、農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、県民をはじめとする消費者、農業者等及び食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
第十四条・第十五条 (略)	
(多様な農業経営の確立)	
第十六条 県は、力強い農業構造の確立に向けて、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
2 (略)	
3 県は、家族農業経営に係る農業者、農業	
進その他必要な施策を講ずるものとする。	
(園芸作物等の産地の形成)	
第十一条 県は、園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
(畜産の健全な発展)	
第十二条 県は、畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
第十三条・第十四条 (略)	
(多様な農業経営の確立)	
第十五条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。	
2 (略)	

経営の支援を行う事業者その他の多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。 (技術及び知識の向上)	第十七条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるものとする。	2 県は、農業者等が農業生産の振興に資する技術及び知識を取得し、有効に活用することができるよう、普及指導員等の技術及び知識の向上をはじめとする体制の充実を図るとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により農業者等に対する技術及び知識の普及に努めるものとする。 (農地の有効利用等)	第十八条 (略) 2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。 第十九条・第二十条 (略) (野生鳥獣による被害の防止)	第二十一条 県は、野生鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 (新たな価値の創出を図るための取組の促進)	第二十二条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に	(技術及び知識の向上)	第十六条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な施策を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする。	(農地の有効利用等)	第十七条 (略) 2 県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。 第十八条・第十九条 (略) (野生鳥獣による被害の防止)	第二十条 県は、野生鳥獣による農産物の被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 (新たな価値の創出を図るための取組の促進)	第二十一条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に
--	---	--	--	---	---	--------------------	---	-------------------	--	--	---

掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。 一〇四 (略)	五 自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して収益の向上を目指し、農産物又はその加工品の魅力を高め、ブランド化を推進する等付加価値の向上及び創出を図る取組 六・七 (略) (認証制度等の推進)	第二十三条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。 一・二 (略) 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により、県民が消費する農産物の県内生産の拡大を促す等地産地消を一層推進する施策 四 (略) (食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)	第二十四条 (略) 2 (略) 3 県は、学校給食、事業所の食堂その他の県民の食生活の様々な機会において、地産地消に関する取組が進むよう、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。 4 県は、県民、農業者等、食品産業事業者その他関係者の食育及び地産地消に関する気運を醸成し、県民運動として展開できるよう、知事が「みえ地物一番の日」を別に定め、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	掲げる取組の促進に関して必要な施策を講ずるものとする。 一〇四 (略)	五・六 (略) (認証制度等の推進)	第二十三条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる施策を講ずるものとする。 一・二 (略) 三 食品産業事業者と連携し、県民が県内で生産された農産物又はその加工品に触れ、及び親しむ機会の拡大を図ること等により地産地消を一層推進する施策 四 (略) (食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進)	第二十三条 (略) 2 (略) 3 県は、学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
---	--	--	--	---	----------------------------------	---	--

第四章 地域の特性を生かした食を担う農業の振興及び農村の活性化に向けた支援 第二十五条 (略)	第四章 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援 第二十四条 (略)
--	---

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業及び農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図るため、農業の振興に関する規定等を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

【所管事項説明】

(1) 「『令和7年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について（関係分）

【環境生活農林水産常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
6-1	農業の振興	農林水産部	主食用米の生産を促進するにあたり、種もみの供給体制の確保に取り組まれない。あわせて、水田に対して使用できる水の供給量を把握し、水の供給体制の確保にも取り組まれない。 特に、高温耐性のある「結びの神」については、県のブランド米であることから、積極的な種もみの確保に努められたい。	種もみの確保については、県内供給を担う米麦協会とも議論を重ねているところであり、県内生産とともに、必要に応じて一部の種もみを他県から調達して供給体制の確保に努めています。重要な課題として認識し、引き続き検討を進めてまいります。なお「結びの神」については、県内生産で種もみの必要量の全部を確保しています。 また、米の生産拡大に伴う水の需要拡大に応じ、水田に計画的に水を供給できるよう、農業者の経営計画及び地域の供給可能な水量について確認しながら、水の供給体制の確保を進めてまいります。
6-1	農業の振興	農林水産部	来年度に関西茶業振興大会が県内で開催されることから、伊勢茶の生産拡大及び消費拡大に向け、より一層力を入れて取り組まれない。	県では、伊勢茶振興計画に基づき、生産振興、輸出、消費拡大という3本の柱で取組を進めています。生産振興については、県内9カ所で産地構造改革プロジェクトを立ち上げ、関係者と議論を重ねながら、産地の実情にあわせた生産の拡大等に取り組むとともに、煎茶加工ラインの機能向上やかぶせ茶栽培の導入に係る生産資材等の支援に取り組んでいます。 引き続き、関係者と連携して生産振興及び消費拡大に取り組んでまいります。

(2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

1 管理状況の県議会への報告（令和6年度分）

農林水産部が所管する公の施設で、指定管理者が管理を行った施設について、「指定管理者制度に関する取扱要綱」に基づき、令和6年度における管理状況を報告するものです。（別冊1）

2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が所管する公の施設で、指定管理者が管理を行った施設は次の3施設です。

施設の名称	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
三重びよクエの森 （三重県民の森）	NPO法人 E C C O M	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日
伊賀上野びよクエの森 （三重県上野森林公園）	NPO法人 E C C O M	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

3 評価基準

(1) 指定管理者の自己評価の基準

①「管理業務の実施状況」の評価区分

- 評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。
評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

②「施設の利用状況」の評価区分

- 評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。
評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

③「成果目標及びその実績」の評価区分

- 評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。
評価区分「B」 → 成果目標を達成している。
評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。
評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

(2) 県の評価基準

- 評価区分「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
評価区分「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
評価区分「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和6年度分＞（概要）

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日			
管理業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の収受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	○県が設定する目標 ・市場施設の活用（施設利用面積率） 90%以上 ・親しまれる市場づくり（イベントの開催・参加） 年間15回以上 ○指定管理者からの提案型事業目標 ・ホームページやSNS等を利活用した情報発信回数 年間30回以上 ・市場からのごみ排出量 年間750t以下 ・HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間12回以上 ・県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との 会合等回数 年間12回以上			
成果目標に 対する実績 （令和6年度）	○県が設定する目標 ・市場施設の活用（施設利用面積率） 91.2% ・親しまれる市場づくり（イベントの開催・参加） 年間20回 ○指定管理者からの提案型事業目標 ・ホームページやSNS等を利活用した情報発信回数 年間41回 ・市場からのごみ排出量 年間629.3t ・HACCPに関連した啓発活動等実施回数 年間18回 ・県市場活性化に向けた県市場関係事業者等との 会合等回数 年間16回			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	R 5	R 6	R 5	R 6
1 管理業務の 実施状況	B	B	+	
2 施設の 利用状況	B	B		
3 成果目標 及びその実績	C	B	+	
県の総括的な 評価	①県が設定する成果目標について、全ての目標を達成している。 ②指定管理者からの提案型事業目標について、全ての目標を達成している。 ③管理運営業務について、市場内事業者の利用許可・営業承認業務等を適切に実施している。また、県が行う大規模修繕では、場内事業者との調整を適切に行うとともに、指定管理者による小規模修繕も延べ108件実施するなど、市場施設の維持・管理を十分に行っている。 ④今後も引き続き、施設の有効利用、適切な維持管理を行うとともに、場内事業者と連携し、市場の魅力発信や消費者との交流等の取組がより一層進むことを期待する。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和6年度分＞（概要）

施設の名称	三重びよクエの森（三重県民の森）		
指定管理者	NPO法人 ECCOM		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
管理業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務		
成果目標	年間の施設利用者数 133,000人 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者の満足度 92%		
成果目標に対する実績 (令和6年度)	年間の施設利用者数 164,547人 施設利用者の満足度 91.0% 自然体験型イベント参加者の満足度 97.0%		
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価
	R 5	R 6	R 5 R 6
1 管理業務の実施状況	B	B	
2 施設の利用状況	B	A	
3 成果目標及びその実績	B	A	
県の総括的な評価	① 成果目標については、全ての指標で目標を達成している。 ② 森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適切に実施しており、施設利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③ 施設利用者のために、インターネットによる広報や利用受付を行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するほか、SNSを活用した情報発信を積極的に行っている。 ④ イベントについては、感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、224回（このうち自然体験型イベントは139回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は97.0%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤ 「みえ森林教育ステーション」では、安全・安心な利用に向けた運営に努めている。 ⑥ 「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除等の取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。また、桑名高校、四日市西高校の生徒が取り組む「フクロウ保護プロジェクト」にも引き続き協力している。 ⑦ 業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を三重県民の森管理事務所に常勤3名、非常勤3名を配置している。また、危機管理に関するマニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑧ 施設利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和6年度においても全ての目標を達成し、森林、環境学習のための施設利用者の増加や、より良いサービスの提供につなげている。今後も引き続き、施設利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組まいたい。		

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和6年度分＞（概要）

施設の名称	伊賀上野びよクエの森（三重県上野森林公園）		
指定管理者	NPO法人 ECCOM		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
管理業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他森林公園の管理上必要と認める業務		
成果目標	年間の施設利用者数 82,000人 施設利用者の満足度 80% 自然体験型イベント参加者の満足度 92%		
成果目標に対する実績 (令和6年度)	年間の施設利用者数 121,980人 施設利用者の満足度 94.4% 自然体験型イベント参加者の満足度 96.1%		
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価
	R 5	R 6	R 5 R 6
1 管理業務の実施状況	B	B	
2 施設の利用状況	A	A	
3 成果目標及びその実績	A	A	
県の総括的な評価	① 成果目標については、全ての指標で目標を達成している。 ② 森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設の保守点検、日常点検、清掃を適切に実施しており、施設利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③ 施設利用者のために、インターネットによる広報や利用受付を行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。また、伊賀地域の小学校やこども園等の子ども達を対象とした自然体験プログラムを開催するなど、森林教育の場としての環境づくりに努めている。 ④ イベントについては、感染症対策を徹底したうえで、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、126回（このうち自然体験型イベントは112回）開催しており、自然体験型イベント参加者の満足度は96.1%と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤ 公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、生態系に配慮した管理を行っている。また「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除等の取組を行っており、生物多様性の保全に努めている。 ⑥ 業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、職員を森林公園管理事務所に常勤4名、非常勤2名を配置している。また、危機管理に関するマニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦ 施設利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、令和6年度においても全ての目標を達成し、森林、環境学習のための施設利用者の増加や、より良いサービスの提供につなげている。今後も引き続き、施設利用者の満足度向上につながる新たなサービスの提供に取り組まいたい。		

※県の評価について

管理業務の実施状況 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績 : 指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

(3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園に係る指定管理者の選定状況について

1 概 要

三重県民の森及び三重県上野森林公園については、令和8年3月末で現在の指定管理者の指定管理期間が終了します。

県では次期指定管理者の公正かつ適正な選定のため、外部の有識者等で構成する「三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、手続きを進めています。

2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	板谷 明美	(三重大学教授)
委 員	赤木 邦男	(弁護士)
委 員	岩田 広子	(公認会計士)
委 員	川北 晃二	(株式会社百五総合研究所 主任研究員)
委 員	保黒 時男	(公募委員)

3 進捗状況

7月24日	第1回選定委員会開催 ⇒審査基準及び配点表の決定（別添2－1）
8月1日～8月8日	募集要項の配布
8月19日	現地説明会の開催
8月19日～8月22日	募集要項等に対する質問の受付（質問無し）
9月1日～9月5日	申請書の受付 三重県民の森 1者 三重県上野森林公園 1者
9月30日	第2回選定委員会開催（ヒアリング審査・最終審査） ⇒指定管理候補者の選定

4 指定管理候補者

三重県民の森	NPO法人ECCOM
三重県上野森林公園	NPO法人ECCOM

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。

6 事業計画書の要旨（申請者作成）

別添2－2のとおり

7 今後の予定

(1) 指定管理者の指定

令和7年11月定例会において、指定管理者の指定に関する議案を提出し、議決を経て、次期指定管理者を指定します。

(2) 協定の締結

令和8年3月末までに、次期指定管理者と施設の管理に関する協定を締結します。

(4)「第5次三重県食育推進計画」の策定について

1 概要

県では、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「食育基本法」に基づき「三重県食育推進計画」を策定し、「みえの食育」に取り組んでいます。

現行計画である「第4次三重県食育推進計画」は、令和8年3月で計画期間が終了するため、さらなる食育の推進に向けて、「第5次三重県食育推進計画」の策定に向けた作業を進めています。食育をめぐる現状や国の動向、現行計画におけるこれまでの取組と課題、食料自給総合対策調査特別委員会からの提言、本議会に提出している「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の一部を改正する条例案」（以下「条例案」という。）の検討経過等をふまえ、策定のポイントを取りまとめました。（別添3）

2 食育をめぐる現状

ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化してきています。また、食卓と農林水産業の現場との距離が遠くなる中で、生産現場や持続可能な食料システムの構築に向けた消費者の理解を深めることが重要となっており、これらの変化をふまえた食育が必要となっています。

現在、国においても「第5次食育推進基本計画」（計画期間：令和8年度から令和12年度）の策定作業が進められており、計画の重点事項として、①学校等での食や農に関する学びの充実、②健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、③国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大の3つが示されています。

また、令和4年に開かれた食料自給総合対策調査特別委員会からは「地産地消の取組・地場産品の充実・食育の推進」を提言いただいたほか、本議会に提出している条例案では、常任委員会での議論等をふまえ、基本理念に「地産地消の推進を図ること」を明記したところです。

3 現行計画におけるこれまでの取組と課題（令和3～令和6年度）

具体的施策1 豊かな生活を支える食育の推進

生涯を通じた切れ目ない食育が推進されるよう、3つの観点から取組を推進しました。

(1) 家庭での取組

「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」の開催等による望ましい食習慣への意識付けや、様々な広告媒体を用いた食育の普及啓発を実施しました。

(2) 学校、幼稚園および保育所等での取組

栄養教諭等を対象に講習会を実施し、学校等での食育指導の充実を図るとともに、地場産物を活用した学校給食による食育を実施しました。

(3) 多様なつながりによる取組

食品関連事業者と連携した県産農林水産物の普及啓発や社員食堂等における県産食材の活用、従業員の健康づくりに寄与する食育の取組を支援しました。

【課題】

家族構成の変化や働き方の多様化等により、家庭で健全な食生活を実践することが困難な場面が増加してきていることから、取組指標としている「朝食を毎日食べる子どもたち」の割合は年々減少しており、目標の達成は厳しい状況です。

引き続き、生涯を通じた切れ目ない食育を推進するため、学校等での食と農林水産業に関する学びを充実させるとともに、健全な食習慣の確立に向けた働く世代に対する食育の強化が必要です。

具体的施策２ 豊かな地域を支える食育の推進

県民の農林水産物とその生産現場への関心・理解を深めるため、２つの観点から取組を推進しました。

（１）農林水産業の理解を深める取組

給食用加工品の検討会等の実施や食育教材を作成し、地場産物の活用を促進しました。

（２）市町食育推進計画の策定支援

市町食育推進計画が未策定の市町に対し、策定に向けた助言を行いました。

【課題】

取組指標としている「学校給食における地場産物の使用割合」は、確保できる品目・数量が少ないことや価格高騰の影響等により、目標達成は厳しい状況です。また、「市町食育推進計画の策定率」についても目標の達成は厳しい状況です。

新たに、地域単位で課題の整理や解消に向けた連携体制を確立し、学校給食における地場産物の活用を促進するとともに、引き続き、全市町での市町食育推進計画の策定に向けた取組を進める必要があります。

具体的施策３ 豊かな環境を支える食育の推進

持続可能な社会の実現に向けた取組の一つとして、「三重県食品提供システム」（通称「みえ〜る」）を運用することにより「食品ロス削減」と「生活困窮者支援」の同時解決等に取り組みました。

【課題】

取組指標としている「家庭系食品ロス量削減率」は目標を達成できる見込みである一方で、「事業系食品ロス量削減率」については目標の達成は厳しい状況です。

引き続き、「みえ〜る」の取組拡大を図るとともに、市町・食品関連事業者等の連携を強化し、啓発や情報発信を行う必要があります。

４ 「第５次三重県食育推進計画」策定の主なポイント

国の第５次食育推進基本計画策定における重点項目や第４次三重県食育推進計画の課題等をふまえ、第５次三重県食育推進計画策定の主なポイントを以下のとおり取りまとめました。なお、計画期間については令和８年度から１２年度の５年間とします。

- （１）すべての世代における健全な食生活の実践
 - ・学校等での食と農林水産業に関する学びの充実
 - ・働く世代の健康的な食習慣の確立
- （２）「食」に関する消費者と生産者の距離を縮める取組の拡大
 - ・学校給食での地場産物活用促進に向けた連携体制の確立
 - ・農林漁業体験を通じた生産現場への理解促進
- （３）食品ロス量のさらなる削減に向けた連携強化
 - ・業界と連携した取組による食品ロス削減
 - ・市町や食品関連事業者等と連携した啓発・情報発信

5 今後のスケジュール

今後は、学識経験者・学校関係者・生産者団体等から構成される有識者意見聴取会や本
常任委員会での議論、パブリックコメント、国の「第5次食育推進基本計画」策定の方
向等をふまえ、計画策定を進めます。

令和7年10月	常任委員会【策定のポイント】
令和7年11月	有識者意見聴取会【中間案】
令和7年12月	常任委員会【中間案】、パブリックコメント
令和8年2月	有識者意見聴取会【最終案】
令和8年3月	常任委員会【最終案】、策定・公表

(5) 「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づく施策の実施状況 (令和6年度版) について

「三重県食の安全・安心確保行動計画」に基づく施策の実施状況については、年次報告書を作成し、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しています。

実施状況の概要

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- (1) 農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の適正な流通と使用を確保するため、販売事業者等への立入検査を実施するとともに、研修会を開催し、適正使用の周知を図りました。
- (2) 消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導や食品の収去検査を実施し、違反、不適合に対して改善指導を実施しました。また、監視指導時に「食品表示法」に基づき、加工食品等における食品表示状況の確認に取り組み、不適正表示に対して改善指導を実施しました。
- (3) 水産物の安全確保を図るため、県内産二枚貝の麻痺性貝毒および下痢性貝毒の含有量について検査を実施しました。旧南勢町海域のヒオウギガイとマガキについては、令和6年度中に麻痺性貝毒の検出により出荷自主規制を要請した期間がありましたが、現在はどちらも解除しています。

【今後の対応】

生産から加工・調理・販売の各段階において、監視指導および収去検査を実施するとともに、これらの情報について、県民に対しより迅速かつ的確に提供します。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- (1) 食中毒の発生を防止するため、細菌性食中毒のリスクが高まる夏期に食中毒警報を発令しました。また、食品事故の防止に向け、食品等事業者に対して、食中毒予防の啓発、「食品衛生法」の改正に伴う制度変更内容の周知、HACCPに沿った衛生管理の導入支援のための講習会や衛生監視を実施しました。
- (2) 食の安全・安心や環境に配慮した取組の周知を図るため、国際水準GAPや「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」について、商談やウェブサイト等を通じて情報発信しました。
- (3) 食品関連事業者における食の安全・安心確保に向けた意識を高めるため、医療保健部、環境生活部および農林水産部が連携し、食品関連事業者に対してコンプライアンス研修会を開催しました。
- (4) 消費者に安全・安心な県産農林水産物が安定的に供給されるよう、国際水準GAPや農場HACCP、水産エコラベルの認証取得や実践活動を支援するとともに、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を普及推進するための講習会の開催等に取り組みました。

【今後の対応】

食品関連事業者等が行う自主的な食の安全・安心を確保する活動を促進するとともに、県民に広く周知します。また、食品関連事業者の法令への理解やコンプライアンス意識の向上を図られるよう、研修会の開催等に取り組みます。さらに、県産農林水産物に対する消費者の信頼が高まるよう、国際水準GAPや農場HACCP等の認証取得の促進と消費者の認知度向上を図ります。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- (1) 県民が食中毒予防の知識や食の安全・安心に関する正しい情報を収集し、自ら判断し選択できるよう、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」等において、食に関する情報や食品表示・景品表示についての情報の発信に取り組みました。
- (2) 県民に適切な食習慣の定着を図るため、幅広い世代が利用する県立図書館等において、野菜摂取をはじめとしたバランスのよい食生活の実践や栄養成分表示の活用に向けたパンフレットの配布等を実施しました。また、「野菜フル350の推進で糖尿病等生活習慣病予防をめざそう」をテーマに「みえの食フォーラム」を開催し、望ましい食生活の推進についての情報発信を行いました。
- (3) 子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成できるよう、地場産物を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を開催し、優秀作品を表彰するとともに、「みえ地物一番給食の日」の実施等、学校給食における地域食材の使用を推進しました。また、全ての教職員を対象に、「学校における食育ステップアップ講習会」を開催し、三重の気候や風土、食育の具体的な進め方について理解促進に取り組みました。

【今後の対応】

県民の食に関する合理的な選択を促進するため、県ホームページ「食の安全・安心ひろば」において、引き続き、食の安全・安心に関する情報をわかりやすく発信します。また、県民の食生活の改善につなげるため、減塩や野菜摂取等、バランスの良い食生活に向けた普及啓発に取り組むとともに、健康に関心の薄い人を含む幅広い層に対してアプローチを行うため、産学官等が連携した取組にさらに力を入れ、「自然に健康になれる食環境づくり」を推進します。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- (1) 食の安全・安心確保に向けた人材育成を促進するため、食品等事業者団体と連携し、食品衛生責任者の新規養成や食品衛生指導員の知識向上のための講習会を開催しました。
- (2) 「みえの食」の将来を担う人材を確保・育成するため、「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」と連携し、ISO、HACCP、食品衛生7S等の研修事業を実施したほか、食関連産業で活躍したいと考える人材（学生・生徒）と事業者をつなぐ取組として、産学コラボ商品の開発等を実施しました。
- (3) 県民、食品関連事業者等および県が、食の安全・安心やリスクへの対応に向けた正確な情報の共有と相互理解を深めるため、対面によるリスクコミュニケーションを実施しました。また、県民の食の安全・安心に関する理解促進と意識向上を図るため、関係団体と連携して「食の安全・安心研修会」を開催しました。

【今後の対応】

食品等事業者が食品の衛生的な取扱いや専門的な知識を習得できるよう、食品衛生責任者や食品衛生指導員の養成、知識向上のための講習会を開催します。また、県民、食品関連事業者等および県が、食品衛生や食品表示等に関する正しい知識を共有し、相互理解を深められるよう、意見交換会や研修会を開催し、リスクコミュニケーションの機会創出に取り組みます。

(6)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく施策の実施状況（令和6年度版）について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき令和6年度に実施した施策の実施状況については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第5項の規定に基づき、毎年、公表しています。（別冊2）

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	農業産出等額	1,223 億円 (令和5年)	1,328 億円 (令和5年)	100%
取組目標	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	80.5% (令和5年度)	85.5% (令和5年度)	100%
	産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	25 産地	25 産地	100%
	高収益型畜産連携体数(累計)	30 連携体	30 連携体	100%
	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100%	100%	100%

【令和6年度の取組状況】

農畜産物の生産拡大や魅力発信について、生産者や関係団体と協力して着実に取り組んだ結果、茶など一部の園芸品目で産出額が減少したものの、米、麦、大豆や畜産物の産出額が増加し、基本目標を達成しました。また、4つの取組目標については全ての項目で達成しました。

【今後の取組方向】

「三重の水田農業戦略2020」に基づき、米、麦、大豆の生産振興や販売促進、生産性向上につながる節水型乾田直播等の先進技術の導入に向けた検討やスマート農業技術の実装に取り組めます。また、「伊勢茶振興計画」に基づき、農業者の所得向上と消費拡大に向けた取組を進めます。さらに、高収益型畜産連携体の育成や家畜伝染病に対する防疫体制の強化を図ります。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	41%	35.8%	87%
取組目標	地域活性化プラン策定数(累計)	614 プラン	614 プラン	100%
	担い手への農地集積率	55%	47.7%	86%
	新規就農者数(単年度)	180 人	114 人	63%
	農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度)	48 人	54 人	100%
	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	58.7%	58.8%	100%
	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	325 件	325 件	100%

【令和6年度の取組状況】

担い手への農地集積・集約化の促進や農業者の経営課題の解決に向けた専門家派遣、農繁期における短期労働力の活用推進、若者による援農や農福連携といった多様な担い手の確保・育成、生産基盤の計画的な整備等の取組を進め、基本目標は前年度から改善が見られましたが、資材やエネルギー価格の高騰による影響等から、基本目標を達成できませんでした。また、6つの取組目標については、2項目で目標を達成できませんでした。

【今後の取組方向】

地域の話し合いを通じた担い手への農地の集積・集約化や、経営の高度化に向けた研修会の開催、専門家の派遣等を進めることで、所得の向上を図るとともに、新規就農者をはじめ、農業者の経営発展の段階に応じたサポートを行います。

また、小規模な家族農業の継続支援、障がい者等の農業分野への就労等、多様な担い手による農業への従事の促進とともに、計画的な生産基盤の整備に取り組みます。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)	87 取組	92 取組	100%
取組目標	農山漁村の交流人口	1,653 千人 (令和5年度)	1,757 千人 (令和5年度)	100%
	多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	59.7%	56.6%	94%
	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha	5,123ha	100%
	「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率	37.5%	42.7%	100%
	野生鳥獣による農業被害金額	197 百万円以下 (令和5年度)	199 百万円 (令和5年度)	99%

【令和6年度の取組状況】

農山漁村における地域資源の活用促進や情報発信、多面的機能維持・発揮のための地域活動の促進、農業用ため池等の防災・減災対策に取り組んだ結果、基本目標を達成しました。また、5つの取組目標については、2項目でわずかに達成できませんでした。

【今後の取組方向】

農山漁村地域における所得と雇用機会の確保を図るため、地域資源を活用したビジネスの創出を加速するとともに、多様な主体による地域資源の維持保全活動への参画の促進、農業被害の減少に向けた総合的な獣害対策の推進、農業用ため池等の防災・減災対策等に取り組みます。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目		目標	実績	達成率
基本目標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計)	39 億円	64 億円	100%
取組目標	県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計)	325 件	375 件	100%
	県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計)	67 者	81 者	100%
	農林水産物の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計)	105 件	105 件	100%

【令和6年度の取組状況】

県産農林水産物の魅力発信や事業者間連携による商品・サービスの開発、6次産業化・ブランド化に意欲的に取り組む人材の育成などに取り組んだ結果、基本目標を達成しました。また、3つの取組目標についても、全ての項目で目標を達成しました。

【今後の取組方向】

大都市圏における三重の食のプロモーションによる県産農林水産物の魅力発信や販路拡大、関係事業者との連携による県産農林水産物のブランド力の向上や商品・サービスの開発、量販店等と連携した地産地消や食育の推進、国際認証を活用した新たな取引先とのマッチングに取り組みます。

(7)「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」（最終案）について

1 概要

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例（案）」に基づく「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」について、前回の常任委員会でお示しした中間案に対し、基本計画懇話会の開催やパブリックコメントを実施しました。いただいたご意見をふまえ内容を改めるとともに、令和 17 年度の目標を定めました。（別冊 3、別添 4-1・4-2・4-3）

2 基本計画懇話会、パブリックコメントの状況

(1) 基本計画懇話会

- ① 委員より意見聴取（書面）：令和 7 年 9 月 3 日（水）から 9 月 19 日（金）まで
- ② いただいた意見数 6 件
- ③ 対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	3 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	2 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0 件
合計	6 件

(2) パブリックコメント

- ① 実施期間：令和 7 年 8 月 28 日（木）から 9 月 26 日（金）まで
- ② いただいた意見数 1 件
- ③ 対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	1 件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0 件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0 件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0 件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0 件
合計	1 件

3 主な意見及び最終案における変更点

(1) 常任委員会からのご意見

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
・ 条例の名称について、「農業の生産力強化」でない名称に改めてほしい。	・ 条例の名称変更にあわせ、基本計画の最終案の名称を「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」と改めるとともに、関連する部分の記載を同じく改めました。	計画の名称、第3章及び4章の標題名、基本事業Ⅰの1から3の標題名等
・ 条例における地産地消の位置付けを充実してほしい。	・ 条例の「基本理念」等に地産地消の推進を図る旨を記載したことにあわせ、基本計画の「第1章 基本計画策定の考え方」の「1 策定の趣旨」、また「第3章 農業の振興及び農村の活性化に向けた基本的な考え方」の「2 めざすべき将来の姿」等に、地産地消の推進を図ることを記載しました。	最終案 P1 P32
・ 条例に卸売市場の活性化を記載してほしい。	・ 条例に地方卸売市場の活性化を記載したことにあわせ、基本計画の「基本事業Ⅰ－4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保」に、卸売市場の活性化に関する取組を記載しました。	最終案 P42
・ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者・集落営農組織等）について、目標を掲げて育成・確保に取り組んでいることがわかるように記載をしてはどうか。	・ ご意見をふまえ、基本計画の「基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立」の「現状と課題」に、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」において3,000経営体の育成目標を掲げている旨を記載しました。	最終案 P44
・ 農産物の輸出における米国の関税措置の影響や、大阪関西万博の開催予定を前提にした記載など、時間の経過等にあわせて正しく記載を修正されたい。	・ ご意見をふまえ修正しました。	最終案 P7、P13、 P25、P55、 P56、他

(2) 基本計画懇話会からのご意見

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
国の新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「改正基本法の基本理念に基づき、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める」としているように、三重県の基本計画においても、重要な視点である農業の構造転換を進めていくという表現の記載をしてはどうか。	ご意見をふまえ、「第3章 農業の振興及び農村の活性化に向けた基本的な考え方」の「3 基本計画の見直しにあたっての視点」の「見直しの視点2」において、「力強い農業構造の確立」の記載を「力強い農業構造への転換」と修正しました。	最終案 P34
	「第4章 農業の振興及び農村の活性化に向けた施策の展開」の「基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立」の「めざす方向」において、農業経営の集約化や農地集積による規模拡大、基盤整備による省力化や効率化等の前に、農業構造の転換を図ることが分かるよう記載しました。	最終案 P43

(3) パブリックコメントでのご意見

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
気候変動による農産物の安定生産への影響について、高温や大雨に関する現状認識及び対応が必要であることは記載されているが、少雨による渇水に関する記載がない。気候変動のリスクとして少雨、渇水、水の確保についても記載するべきではないか。	ご意見をふまえ、少雨による渇水についての現状認識及び対応が必要であることを記載しました。	最終案 P8

4 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえ、令和7年11月定例会議において、議案として提出することとしています。

令和7年11月 県議会 本会議 基本計画策定の議案提出（予定）

(8)「三重県農業農村整備計画」(中間案)について

1 概要

概ね10年後の農業農村のめざす方向を示す「三重県農業農村整備計画」(令和2年3月)の見直しにあたって、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や現行整備計画の実施状況、土地改良法の改正(令和7年4月1日施行)、農産物の生産拡大等の促進に向けた「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」および「同基本計画」の見直し等をふまえて中間案を作成しました。新たな整備計画では、めざすべき将来の姿の実現に向けて3つの主要取組としてとりまとめ、それぞれに基本目標、基本事業を設定しました。(別冊4、別添5)

2 主要取組について

(1) 主要取組1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、さらなる農地の集積・集約化を進めるため、引き続き、農地の大区画化による生産コストの低減や農業用水路のパイプライン化等による水管理・維持管理の省力化に取り組めます。また、農業・農村の人口減少による食料の安定供給が課題となっていることから、農業の機械化・自動化をさらに推進するため、スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備に取り組むほか、農業生産を支える基幹的農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう施設の保全対策を進めるとともに、将来にわたり地域の農業水利施設等を適切に保全していくための体制の構築を推進します。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	46.4%	83.4%
基本事業	スマート技術や省力化に対応した基盤整備(新)	整備地区数	12地区	48地区
	更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策(新)	着手済施設数	22施設	42施設
	水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積割合(新)	面積割合	—	85.0%

(2) 主要取組2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、引き続き、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等に取り組むとともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適切な保全および管理体制の整備を行います。また、近年の気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化等をふまえ、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組をより一層推進します。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	5,123ha	13,536ha
基本事業	農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	62 か所	175 か所
	排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	26 か所	80 か所
	田んぼダムに取り組む水田（新）	取組面積	168ha	950ha

（３）主要取組３ 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、引き続き、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、農業生産を支える地域に応じた基盤整備と地域資源活用につながる活性化施設整備を一体的に推進します。また、人口減少や高齢化の進行により、集落機能を維持していくことが困難になりつつあることから、新たに組織の広域化、体制強化に注力して取り組みます。

目標項目		指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標	活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数（新）	取組数	－	174 取組
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動増加面積	－	650ha
	組織の体制強化が図られた活動組織（新）	活動組織数	－	20 組織
	中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	128 施設	242 施設
	中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	－	50ha

３ 今後のスケジュール

引き続き、農業関係者や県民の皆さんからの意見、有識者懇話会や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

令和7年 10月中旬～	パブリックコメント
11月中旬	有識者懇話会【最終案】
12月	県議会（常任委員会）【最終案】
令和8年 3月	新たな整備計画策定予定

(9)「三重県ツキノワグマ管理計画」(中間案)について

1 概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、「三重県ツキノワグマ管理計画」(以下、「計画」という。)の策定にあたり、本常任委員会や市町、「三重県自然環境保全審議会」(以下、「審議会」という。)等からの意見をふまえ、目的や施策などを見直し、中間案として取りまとめました。(別冊5、別添6)

2 審議会における意見等

これまでに開催した審議会等において、以下のご意見をいただきました。

- ・ ツキノワグマ(以下、「クマ」という。)における三重県指定希少野生動植物種の指定解除については、分布域が大きく拡大していることなどから、解除する方向で問題ない。
- ・ 個体群の維持については、単年度の生息数推定調査だけではなく、継続した調査の結果をふまえ判断していただきたい。
- ・ 野生動物が住みやすい環境という視点で、奥山において針葉樹から針広混交林への誘導を実施していただきたい。また、奥山での森林の状況を把握するため、モニタリング調査として、奥山での環境調査を加えていただきたい。

3 計画の概要

(1) 計画の目的と目標

目的：人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止する

目標：「人身被害ゼロ」「人の生活圏への出没防止」

(2) 目標を達成するための施策

① 被害防止対策

クマによる被害を防止するために、人の生活圏に出没するような問題個体の駆除や注意喚起などに取り組みます。

- ・ 人身被害のおそれがある場合には、被害防止のための捕獲を実施し、原則、捕獲個体は駆除
- ・ 住居などの人が日常生活に使用している場所にクマが侵入した場合には、地域住民等の安全確保の下で、市町長の判断により銃猟を実施(緊急銃猟)
- ・ 三重県クマアラート(警報、注意報)の発表やクマ出没情報マップの県ホームページへの掲載などを活用しながら、県民や来訪者への注意喚起及び情報提供
- ・ AI検知カメラやスマホアプリなどにより、クマ出没情報の伝達手段を充実

② 里地里山の管理

人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するために、人の生活圏と奥山の間で、緩衝帯（バッファゾーン）の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組みます。

- ・ 人の生活圏と奥山の間で、荒廃した林縁部を間伐し、下草などの刈り払いを行うことで緩衝帯を整備・維持
- ・ 集落周辺においてクマの餌となるような放置果樹や養蜂箱などの誘引物を管理、除去し、クマの出没や定着などを防止

③ 自然環境の保全

人の生活圏への出没抑制を図るため、野生鳥獣が奥山で住みやすい環境の創出に取り組みます。

- ・ 針葉樹から針広混交林への誘導など、適切な森林整備を推進

（3）施策等の実施方法

① ゾーニング管理

人とクマの活動区域を「被害防止ゾーン」「緩衝ゾーン」「生息・保護ゾーン」の3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた取組を進めます。

② 個体群管理

紀伊半島地域個体群が存続可能な個体数水準に管理していくことをふまえ、年間総捕獲数の上限目安の設定などに取り組みます。

③ モニタリング等調査

個体数の推計や個体群の分布域の精度を向上させるため、生息状況などのモニタリングを継続して実施します。

4 今後のスケジュール

引き続き、県民の皆さんからの意見、審議会や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の計画策定に向けて、取組を進めます。

令和7年 10月下旬～	パブリックコメント
11月下旬	審議会【最終案】
12月中旬	県議会（常任委員会）【最終案】
12月下旬	「三重県ツキノワグマ管理計画」の策定

(10)「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況(令和6年度版)について

「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。(別添7)

実施状況の概要(※令和6年度目標値は参考値)

1 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	目標 (R6)	実績 (R6)	目標 (R10)
公益的機能増進森林整備面積(累計)	14,780ha	11,752ha	30,300ha
山地災害危険地区整備着手地区数(累計)	2,279地区	2,288地区	2,359地区
新植地の被害率(獣害)	—	1.4%	0%
森林境界明確化面積(累計)	42,000ha	36,431ha	60,000ha

【令和6年度評価】

治山事業や「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくり、「森林環境譲与税」を活用した森林整備の促進に向けた市町への支援等に取り組んだ結果、山地災害危険地区整備着手地区数は目標を達成しましたが、公益的機能増進森林整備面積及び森林境界明確化面積については目標を下回りました。

【今後の取組方向】

市町との緊密な連携のもと、「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりを着実に推進します。また、市町における「森林環境譲与税」を活用した森林整備や森林境界明確化等の取組がより一層進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」との密接な連携のもと、市町ごとの課題に応じた専門家の派遣など、進度に応じた支援内容の充実を図ります。

2 基本方針2 林業の持続的発展

指標	目標 (R6)	実績 (R6)	目標 (R10)
県産材素材生産量	418千m ³	431千m ³	430千m ³
林業人材育成人数(累計)	385人	380人	645人
製材・合板需要の県産材率	51.5%	54.6%	60.0%

【令和6年度評価】

利用期を迎えた森林資源の循環利用を進めるため、間伐や路網整備への支援、生産性向上に向けたスマート林業の普及、公共建築物等の木造・木質化の促進、林業・木材産業を担う人材の育成に取り組んだ結果、県産材素材生産量と製材・合板需要の県産材率は目標を達成しましたが、林業人材育成人数は目標を下回りました。

【今後の取組方向】

木材に求められる多様なニーズや県産材の新たな需要に対応できる原木の安定供給体制の構築に向けて、木材生産活動を活発化し、林業の収益性を高めるため、低密度植栽の普及等による低コスト造林の推進や林業のスマート化への支援、さらに、これらを推進していくための人材の確保・育成に取り組めます。

3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	目標 (R6)	実績 (R6)	目標 (R10)
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,565千人	1,352千人	1,613千人
森林環境教育支援市町数	25市町	22市町	29市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	220人・団体	214人・団体	300人・団体

【令和6年度評価】

森林文化・自然体験施設等の利用者数については、自然公園施設等の適切な維持管理や森林にふれあうイベントの開催に取り組みましたが、目標を下回りました。

また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育や指導者養成講座の開催等に取り組みましたが、森林環境教育支援市町数、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、いずれも目標を下回りました。

【今後の取組方向】

森林や自然環境の大切さを学べる環境づくりに向け、引き続き、安全で利用しやすい施設整備や森林教育プログラムの提供、木製遊具や玩具にふれあえる「みえ森林教育ステーション」の認定等を進めます。

また、森林環境教育や木育の充実を図るため、「みえ森づくりサポートセンター」による指導者養成や市町支援、各年代・対象に応じた講座や情報発信のほか、関係者のネットワーク構築のための森林教育シンポジウムの開催等に取り組みます。

4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	目標 (R6)	実績 (R6)	目標 (R10)
森林づくり活動への参加団体数	120団体	120団体	124団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数 (累計)	48者	57者	80者
三重の森林づくりへの関心度	42.0%	49.6%	50.0%

【令和6年度評価】

「みえ森と緑の県民税」を活用した団体への支援や「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は目標を達成しました。

また、暮らしの中や企業等における木づかいの促進に取り組んだ結果、新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数、三重の森林づくりへの関心度ともに目標を達成しました。

【今後の取組方向】

県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向け、多様な主体の参画を促進し、県民をはじめ企業や森林ボランティア等への情報提供・技術支援を行うとともに、NPO、企業、教育機関、行政等によって新たに発足した「三重の森づくりネットワーク」を中心に「三重の森づくり運動」を展開し、県民の森林づくりに対する意識の醸成に取り組めます。

また、「三重の木づかい条例」や「みえ木材利用方針」に基づき、木の良さを伝えるイベントの開催や木材利用に関する積極的な情報発信に取り組めます。

(11)「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況（令和6年度版）について

「みえ木材利用方針」に基づく施策の実施状況について、「三重の木づかい条例」第12条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

1 建築物における木材利用の推進に向けた措置の実施状況

(1) 県が整備する公共建築物における目標の達成状況

大台警察署等の県が整備した公共建築物について、施設が必要とする機能等の観点から木材利用が困難な施設を除き、すべての施設で木造・木質化が図られ、目標を達成しました。

項 目	対 象 件 数	木造・ 木質化件数	木造・木質化率		木材 使用量	うち県産材 使用量
			目 標	実 績		
低層の木造化 施設	3	3	100%	100%	50.7 m ³	12.9 m ³
木質化施設	17	17	100%	100%	66.4 m ³	19.8 m ³
合 計	20	20	—	—	117.1 m ³	32.7 m ³

※災害応急対策活動に必要な施設等、木造化が困難な施設や木質化が可能な箇所がない施設を除く。

(2) 県が整備する公共建築物における木材利用の推進

県の部局等の枠を超えて効果的に木材利用を推進するため、「三重県県産材利用推進本部」において、県が整備する公共建築物の計画及び実績について情報共有するとともに、意見交換を行いました。

(3) 建築物における木材利用の推進

- ・中大規模建築物や非住宅建築物における木造・木質化の提案や設計ができる建築士の育成を図るため、過去のセミナー修了者等を対象に「中大規模木造建築設計セミナー」を開催（16名参加）するとともに、公共建築物の木造・木質化に関する基礎的な知識の習得を目的に、行政職員を対象にした研修会を開催しました（25名参加）。
- ・木造建築物への関心を高めるため、建築学科の高校生を対象とした木造施設の見学会を実施しました（15名参加）。
- ・県内の非住宅建築物における県産材の需要拡大を図るため、木造非住宅建築物の建築主に設計費の一部支援を実施しました（2件）。
- ・中大規模建築物や非住宅建築物の木造・木質化の普及・啓発を図るため、建築物の木造・木質化に関する相談窓口を三重県木材協同組合連合会内に設置するとともに、公共建築物の優良事例集を作成し、県内市町や関係施設に配布しました。
- ・住宅における木材利用の推進に向けて、工務店等と連携したPRイベント（5回）や優良な建築物を表彰する「みえの木建築コンクール」を開催し、建築物における県産材の利用拡大の気運醸成を図りました。
- ・民間事業者と協働・連携して民間の建築物における県産材の利用を促進していくため、企業等と「建築物木材利用促進協定」制度に基づく協定を締結しました（2協定）。

【今後の取組方向】

今後も、「みえ木材利用方針」における目標達成に向けて、県が整備する公共建築物の建築等計画について、「三重県県産材利用推進本部」において情報を共有し、確実に木造・木質化を推進するとともに、木材利用の増加が見込まれる中大規模建築物の提案や設計ができる人材の育成に取り組みます。

また、県内の非住宅建築物における木材の需要拡大に向けて、木造非住宅建築物の建築主に対する設計費の支援を行うとともに、木材調達に対する支援も行っていきます。

2 木材利用の推進に向けた措置等の実施状況

(1) 建築物以外の分野における木材利用

公共土木施設における取組として、落石防護壁、合板型枠等での利用に取り組んだ結果、令和6年度の公共土木施設への木材利用量は381.2 m³となりました。

(2) 研究及びその成果、技術等の普及

県産材の需要拡大に向けて、中大規模木造建築物での利用が見込まれるスギ大径材の効率的な乾燥技術向上の研究に取り組みました。

(3) 人材の育成及び確保

「みえ森林・林業アカデミー」のディレクターコース受講生10名、マネージャー育成コース受講生6名、プレーヤー育成コース受講生8名が木材利用、木材流通等の先進事例を学びました。

(4) 県産材の魅力向上の促進及び国内外への販路拡大

首都圏等での建築・建材関係の展示会に出展するとともに、県産材の新たな輸出先の開拓に向けて、ベトナムの建築関連企業や家具製造企業の経営者等を県内に招へいし、輸出に意欲のある事業者とのマッチング及び県産木材製品のPRに取り組みました。

(5) 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発

県民が木製遊具や玩具に触れ、木の質感を感じ、森林・林業へ関心を持っていただくことを目的に、「みえ森林教育ステーション」として、新たに11施設（2市1町）を認定しました（令和6年度末時点の合計40施設）。

また、「三重県『木づかい宣言』事業者登録制度」について、新たに14事業者を登録しました（令和6年度末時点の登録者数57事業者）。

(6) 木材の適切かつ安定的な供給の確保

川上から川下までの関係事業者が木材供給や調達についての先進事例を学ぶセミナーを開催（1回、17名受講）し、木材流通のネットワーク強化に取り組みました。

(7) 関係主体との協議の場の整備

森林・林業・木材産業関係団体、建築関係団体、森林教育関係団体、消費者関係団体等で組織する「三重県木材利用推進連絡会」を開催（2回）し、建築物や事業活動、日常生活における木材利用の推進に向けた意見交換を行いました。

【今後の取組方向】

今後も、県が率先して県産材の魅力向上を図り、建築物だけでなく日常生活や事業活動等幅広い分野における木材利用を推進します。

また、木材利用の推進につながる新たな視点や多様な経営感覚を備えた人材を育成するとともに、県産材の安定供給体制の構築を図り、需要拡大につなげてまいります。

(12) みえ森と緑の県民税基金事業の実施状況（令和6年度版）について

みえ森と緑の県民税基金事業（以下「基金事業」という。）では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担したうえで、5つの対策を進めています。

みえ森と緑の県民税評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価については、「みえ森と緑の県民税第3期制度(令和5年10月20日)」に基づき、毎年、公表しています。（別冊6）

1 令和6年度基金事業の実績額

(1) 対策区分別実績額

(千円)

基本方針	対策区分	実績額
基本方針1 災害に強い森林づくり	対策1 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	649,071
	対策2 暮らしに身近な森林づくり	169,169
基本方針2 県民全体で森林を支える 社会づくり	対策3 森を育む人づくり	74,734
	対策4 森と人をつなぐ学びの場づくり	94,109
	対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり	112,309
市町交付金（基本枠）事業 基金積立		10,485
その他(制度運営費)		12,687
合計		1,122,564

(2) 実施主体別実績額

(千円)

県	市町	その他(制度運営費)	計
585,808 (52.8%)	524,069 (47.2%)	12,687	1,122,564

2 令和6年度基金事業の評価

(1) 県営事業

[主な事業]

○災害緩衝林整備事業（対策1） 事業費：334,428千円

災害に対する緩衝機能を高めるため、流木や土砂の流出による災害発生への恐れのある溪流沿いの森林において、災害緩衝林の整備を行いました（11市町、28箇所）。

【評価の概要】台風や集中豪雨による溪流からの土砂や流木の発生が抑制され、災害の発生を軽減する効果が期待できることが継続的な事業の検証結果からも認められ評価できる。引き続き、治山ダムの設置など他の取組とも連携しながら、さらなる「災害に強い森林づくり」の推進に努められたい。

○災害に強い森林再生事業（対策1） 事業費：45,000千円

気象害やシカの食害等により被害を受けた森林において、公益的機能を早期に回復させるため、植栽、獣害防護柵の設置など健全な森林への早期再生に向けた取組を支援しました（7市町、植栽0.69ha、防護柵設置41,214m、防護チューブ設置16,679本）。

【評価の概要】植栽、獣害防護柵の設置など再造林の取組を一体的に支援する当事業は、森林の持つ公益的機能の発揮に向けて有効であると考えられる。継続的な保育への支援や設置した獣害防止施設の適切な維持管理に努められたい。

○みんなで取り組む三重の森づくり推進事業（対策４） 事業費：9,509千円

令和13年の全国植樹祭招致に向けて県民の気運を醸成し、県民全体で森林を支える社会づくりの推進を図るため、「みえ森林フェスタ2024志摩」を開催したほか、県民参加の森づくり活動の促進を目的に「三重の森づくりネットワーク」を令和6年10月に発足しました（会員数69団体）。

【評価の概要】「森林フェスタ」の開催は、県民の森林を慈しむ心を育むために有効であると考えられる。今後の継続的な開催と、子どもたちを巻き込んだプログラムの充実を期待する。「三重の森づくりネットワーク」については、認知度向上に向けたPR等によりネットワークの拡大を図るとともに、県民参加の森づくり活動が県内各地で活発に展開されることを期待する。

（２）市町交付金事業

[主な事業]

○災害からライフラインを守る事前伐採事業（対策２） 事業費：56,641千円

台風等の倒木被害によりライフラインを寸断する恐れのある危険木について、事前伐採を行いました（10市町、3,951本）。

【評価の概要】県民の暮らしを守るうえで重要であり、市町やライフライン事業者にとっても有効と考えられる。市町やライフライン事業者との連携強化を図りながら、現場状況に応じた取組を進められたい。

○市町交付金（基本枠）事業（対策１～５） 事業費：328,893千円

各市町が地域の実情に応じて創意工夫し、里山や竹林の整備、通学路沿いや集落周辺の危険木の伐採、学校における森林教育活動等に取り組みました（29市町、112事業）。

【評価の概要】市町が、地域の実情に応じて創意工夫しながら、県民にとって必要な事業に取り組まれていることは評価できる。施設の木造・木質化や木製品の導入にあたっては、木材利用の価値や魅力が実感できるよう工夫するとともに、森林づくりとのつながりが県民に伝わる取組を徹底されたい。

3 総合的な評価結果

令和6年度基金事業の総合評価は、「評価B：取組が妥当である」となりました。評価委員会からは、『県民全体で森林を支える社会づくり』に向けては、未来を担う子どもたちを対象とした森林教育の取組が重要である。森林教育のさらなる推進に向けて、市町で行われている効果的な取組の展開を図るとともに、学校など教育現場との、より一層の連携強化に努められたい。」との提言をいただきました。

4 今後の対応

本常任委員会や評価委員会でいただいたご意見は、市町と共有し、効果的な事業が実施されるよう改善を進めます。

令和6年度からは、県民税第3期の開始とともに、国の森林環境税の課税が始まっています。今後も市町と連携しながら、両税を有効活用した「三重の森林づくり」を進めるとともに、両税の使途や必要性について、県民の皆さんの理解促進に向けた情報発信に努めてまいります。

(13)「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況（令和6年度版）について

「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」に基づく施策の実施状況について、同計画第5に基づき、県議会に報告するとともに、「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例」第8条第5項の規定に基づき、毎年、公表するものです。

令和6年度実施状況の概要

1 主要な目標

目標	目標 (R6)	実績 (R6)
漁業産出額	538 億円 (R5)	437 億円 (R5)

【令和6年度評価】

漁船漁業において、黒潮大蛇行に伴う高水温化等の海洋環境の変化に伴い、イワシ類やサバ類、イセエビ、アワビ等の漁獲量が減少したため、目標を下回りました。

2 基本的な施策1 水産資源の維持及び増大と競争力のある養殖業の構築

取組目標	目標 (R6)	実績 (R6)
沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合	60.0% (R5)	51.8% (R5)
新たな養殖品種開発件数（累計）	4 件	4 件

【令和6年度評価】

沿岸水産資源の資源評価対象種の漁獲量に占める割合については、新たに2魚種（カタクチイワシ、トラフグ）の資源評価を行うとともに、漁業者による資源管理の取組を支援しましたが、資源評価対象種の漁獲量が減少したため、目標を下回りました。

新たな養殖品種開発については、貧栄養の環境においても色落ちしにくい黒のり品種を開発しました（1件）。

【令和7年度の取組方向】

資源評価結果をふまえた資源管理を促進するとともに、アサリ、ハマグリ、サザエ等の資源回復に向け、種苗生産や中間育成試験に取り組みます。また、海洋環境の変化に対応した養殖品種や技術の開発・普及、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けた流域下水処理場による栄養塩類管理運転の効果検証に取り組みます。

3 基本的な施策2 多様な担い手の確保及び育成と経営力の強化

取組目標	目標 (R6)	実績 (R6)
新規漁業就業者数（45歳未満）	52 人	44 人
「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率（現状値を100とした場合の増加率）	110 (R5)	111 (R5)
県内の沿海漁協数	11 漁協	11 漁協
県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数（累計）	28 件	29 件

【令和6年度評価】

新規漁業就業者数については、気候変動の影響等により厳しい漁業経営が続いていることから、新規就業が低調となり、目標を下回りました。

「浜の活力再生プラン」策定地区における漁業所得の増加率については、養殖生産量や魚価の向上、経費削減等の取組を進めたことで、目標を達成しました。

県輸出協水産部会員による新たな輸出取引件数については、マレーシア等において現地バイヤーとの商談機会を創出したことにより、目標を達成しました（3件）。

【令和 7 年度の取組方向】

空き家改修等の漁協等が行う就業希望者受入体制の整備への支援やオンライン漁師育成機関「みえ漁師 Seeds」の内容充実に向けて取り組むとともに、漁業者の所得向上に向けた設備投資への支援や漁協の不要施設等の処分・再編への支援に取り組みます。

また、輸出先国の多角化と強固なサプライチェーンの構築に向け、新たにベトナムを対象とした商談機会を創出します。

4 基本的な施策 3 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備と活力ある漁村の構築

取組目標	目標 (R6)	実績 (R6)
拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長 (累計)	766m	770m
藻場・干潟等の造成面積 (累計)	58.3ha	60.9ha
漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	15 取組	60 取組
内水面地域に訪れた遊漁者数	10,176 人 (R5)	8,330 人 (R5)

【令和 6 年度評価】

拠点漁港における耐震・耐津波対策を行った施設の整備延長については、耐震・耐津波対策の防波堤の整備を進め、目標を達成しました (50m)。

藻場・干潟等の造成面積については、本県外海域での藻場造成に取り組み、目標を達成しました (1.9ha)。

漁村の活性化につながる新たな取組数については、トラフグの中間育成に向けた作業筏の整備や黒のりの新品種導入に向けた機器整備など漁業者の収入安定対策に取り組んだ結果、目標を達成しました (8 取組)。

内水面地域に訪れた遊漁者数については、カワウ等による食害の発生により一部の河川で遊漁者が減少したことから、目標を下回りました。

【令和 7 年度の取組方向】

拠点漁港の耐震・耐津波対策や長寿命化対策、有識者等の意見をふまえた効果的な藻場造成、藻場保全に向けた食害対策、伊勢湾における浅場の造成を進めるとともに、漁村の活性化に向け、漁港施設の有効活用を促進します。

また、稚アユの放流、カワウやブラックバスによる食害防止対策、遊漁者増加に向けたアユルアー釣りの普及など、内水面漁協が行う内水面地域の活性化に向けた取組を支援します。

5 その他の施策

取組目標	目標 (R6)	実績 (R6)
県内でのスマート水産業の実践数 (累計)	12 件	21 件
県民理解の向上に向けた取組数	15 取組	16 取組

【令和 6 年度評価】

県内でのスマート水産業の実践については、ドローンを用いた黒のりの食害対策技術の開発、魚類養殖におけるスマート給餌機の導入等を支援しました (4 件)。また、「第 44 回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～」の開催に向けた気運醸成に取り組み、目標を達成しました (1 件)。

【令和 7 年度の取組方向】

県内水産業におけるスマート技術の普及や漁業者の IT スキル向上に向けた支援を進めるとともに、関係団体等と連携し、「第 44 回全国豊かな海づくり大会～美し国みえ大会～」の開催や SNS の活用等により水産業や漁村、県産水産物の魅力発信に取り組みます。

(14) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年6月3日～令和7年9月24日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和7年6月27日(金)
3 委 員	【委員長】名古屋学院大学 教授 杉浦 礼子 ほか3名
4 諮問事項	(1) 中山間ふるさと水と土保全対策事業について (2) 日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について (3) 中山間地農業ルネッサンス推進事業について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び中山間地農業ルネッサンス推進事業の令和6年度の実施状況について審議していただき、適当と認められました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和7年7月22日(火)
3 委 員	【委員長】四日市大学 教授 三田 泰雅 ほか9名
4 諮問事項	令和6年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言について
5 調査審議結果	みえ森と緑の県民税を活用して実施した令和6年度事業の評価・提言について、審議いただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県民の森及び三重県上野森林公園指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和7年7月24日（木）
3 委 員	【委員長】三重大学 教授 板谷 明美 ほか4名
4 諮問事項	三重県民の森及び三重県上野森林公園の指定管理者選定に係る審査基準及び配点表について
5 調査審議結果	三重県民の森及び三重県上野森林公園の指定管理者選定に係る審査基準及び配点表について審議いただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	令和7年7月29日（火）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 野中 章久 ほか11名
4 諮問事項	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和6年度分）について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況（令和6年度分）に対して、審議・ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	令和7年8月7日（木）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 平島 円 ほか7名
4 諮問事項	（1）食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（令和6年度版）について （2）三重県食の安全・安心確保行動計画（令和7年度）について （3）各団体からの食の安全・安心の確保に関する情勢報告及び施策への要望について
5 調査審議結果	（1）令和6年度に実施した食の安全・安心の確保に関する施策について、審議・ご意見をいただきました。 （2）令和7年度に実施している食の安全・安心の確保に関する事業について、審議・ご意見をいただきました。 （3）令和8年度の行動計画に各団体の情勢及び施策への要望を反映するため、ご意見をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和7年8月25日（月）
3 委 員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか10名
4 諮問事項	林地開発の許可について
5 調査審議結果	（1）会長と職務代理者が選任されました。 （2）森林保全部会委員が選任され、森林保全部会の議決事項が決定されました。 （3）林地開発の許可について諮問しました。 （4）三重の森林づくり基本計画の実施状況（令和6年度版）等について報告しました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	令和7年8月27日（水）
3 委 員	【部会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか6名
4 諮問事項	林地開発の許可について
5 調査審議結果	（1）森林審議会に諮問する規模等の基準について審議いただきました。 （2）林地開発の許可について審議いただきました。 （3）令和6年度に林地開発許可を行った案件について報告しました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和7年9月1日（月）
3 委 員	【委員長】四日市大学 教授 三田 泰雅 ほか6名
4 諮問事項	令和6年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価・提言について
5 調査審議結果	みえ森と緑の県民税を活用して実施した令和6年度事業の評価・提言について、審議いただきました。
6 備 考	